



1. 令和3年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて保険料（税）の納付が困難な場合は申請により全部または一部が免除になる場合があります。（※国民健康保険の主たる生計維持者＝世帯主）

区分	減免区分	要件
新型コロナウイルス感染症により、 <u>主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負ったため納付が困難となった場合</u>	全部	無し
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の自粛等により、 <u>主たる生計維持者の収入が減少し、納付が困難となった場合</u>	一部	次の①から③すべてを満たすもの ①前年の所得の合計額が1,000万円以下である。 ②令和3年度中の事業収入等（事業、不動産、山林または給与収入）のいずれかが、10分の3以上減少する見込みである。 ③収入減少が見込まれる所得以外の前年所得の合計額が400万円以下である。

対象保険料（税） 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期限のもの

申請期限 令和4年3月31日まで

2. 傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染の疑われる場合であって療養のため労務に服することができない場合に傷病手当金の申請ができます。

対象者 給与収入等を受けていて、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため就労できなかった被保険者（3日を経過した日から対象となります。）

提出書類 申請書〔①被保険者記入用、②事業主記入用、③医療機関記入用、④世帯主記入用（国保のみ）〕

※申請書は山都町ホームページに掲載していますので、郵送での提出をぜひご利用ください。

支給対象期間 令和3年9月30日まで

3. マイナンバーカードが健康保険証としても利用できるようになります

令和3年10月（予定）から専用の機器がある医療機関・薬局などで、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

※マイナンバーカードの保険証利用には、マイナンバーカードを取得し、マイナポータルにて登録が必要です。

◎マイナンバーカードの利点

- ・行政窓口等で、本人の顔写真つきの身分証明書として利用できます。
- ・災害時にも必要なお薬等の情報が確認できます。
- ・専用の機器がある医療機関・薬局で最新の保険証、限度額認定の確認ができます。
- ・マイナポータルで薬や特定健診の情報が閲覧できます。

◎この機会にマイナンバーカードを申請しましょう。

[マイナンバー申請窓口：税務住民課 戸籍住民係 ☎72-1172]



問合せ先 健康ほけん課 ☎72-1295



負担限度額について

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）を利用する方の食費・居住費については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、食費・居住費の負担軽減を行っています。

在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を更に高めるため、令和3年8月から所得要件と資産要件の基準の見直しと食費の負担額の見直しが行われます。

【改正後の負担限度額】（令和3年8月から）

所得の状況（※1）	預貯金等の資産の状況（※2）	居住費（滞在費）の負担限度額（円/日）（※3）				食費の負担限度額（円/日）	
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	ショートステイ以外の特定介護サービス	ショートステイ
第1段階 ・世帯全員が住民税非課税の人で、老齢福祉年金受給者の人 ・生活保護を受給されている人	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	820	490	490 (320)	0	300	300
第2段階 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の人	単身： 650万円以下 夫婦： 1,650万円以下	820	490	490 (420)	370	390	600
第3段階（1） ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額 80万円を超え120万円以下 の人	単身： 550万円以下 夫婦： 1,550万円以下	1,310	1,310	1,310 (820)	370	650	1,000
第3段階（2） ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額 120万円を超える 人	単身： 500万円以下 夫婦： 1,500万円以下	1,310	1,310	1,310 (820)	370	1,360	1,300
第4段階 上記以外の人（※4）		2,006	1,668	1,668 (1,171)	377 (855)	1,445	

※1 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外。）の所得も判断材料とします。

※2 2号被保険者（65歳未満）の資格要件については、段階に関わらず単身1,000万円、夫婦2,000万円以下です。

※3 （ ）内の金額は、介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※4 第4段階の負担額は、施設における平均的な費用を勘案して国が定めた基準費用額であり、具体的な負担額は施設の基準によります。

問合せ先 福祉課 ☎72-1229